

お済み  
ですか？

# 消費税率引き上げ対策 Q & A

## 第1回 消費税軽減税率制度の概要



米田正美 中小企業診断士・税理士事務所（青葉区錦町）  
税理士 米田 貴光 氏

2019年10月1日、消費税率10%への引き上げと同時に、「消費税軽減税率制度」が導入されます。これは、標準税率10%の中にあつて、特定の商品について税率が8%に据え置かれるというものです。本制度の導入に伴い、事業所ではさまざまな対応が必要になってきます。そこで今月号からは、消費税軽減税率制度の導入を前に、今のうちから準備を進めておかなければならないことを解説していきます。

第1回では、まず、制度の概要についてお話しします。

### ▼要点1 対象商品

消費税軽減税率制度とは、生活必需品である飲食料品と、定期購読の新聞について、消費税率を8%に据え置くというものです。ただし、すべての飲食料品が軽減税率の対象となるのではなく、**酒類、医薬品**などについては**軽減税率の対象になりません**。また、**テークアウトや飲食料品の出前・宅配などは対象になりませんが、外食やケータリングなどは対象になりません**。

このため、会社としては、日々の取引の中に「軽減税率8%」と「標準税率10%」に係る取引がないか、一つ一つ確認する必要があります。

### ▼要点2 必要な事前準備

軽減税率の対象となりうる商品を扱う事業者の方は、事前に軽減税率8%の商品と、標準税率10%の商品を把握し、それらを区分した上で商品管理を行います。そして、請求書等の様式変更に対する事前の準備も含め、複数税率に対応するレジの導入や、受発注システムの改修なども必要となります。新たなレジの導入やシステムの改修等が必要な事業者の方には、費用の一部を補助する国の制度もありますので、活用を検討すべきでしょう。

### ▼要点3 事務対応

自社の売り上げなどの中に軽減税率の対象となる取引がない場合でも、費用の中に軽減税率の対象となる取引が含まれていることもあります。このような場合、制度への対応はすべての事業者の方に関係してするので注意が必要です。

また、消費税が免除されている事業者の方は消費税の申告義務が無いため、一見無関係かと思われるかもしれませんが、取引先から区分記載請求書（現行の請求書の記載に加え、軽減税率の対象品目である旨を税率ごとに区分し、合計した金額等を記載したも

の）の発行を求められる場合などもありますので、こうした際は請求書の内容をチェックする必要も出てきます。

### ▼要点4 従業員の教育

制度の導入後、実際の現場では事業者と消費者の双方で、さまざまな混乱が生じることが考えられます。軽減税率の適用があるかどうかについてなど、取引先（お客さま）から問い合わせがあることを想定し、経理担当者はもちろん、会社全体として、従業員への教育やトレーニングも必要になると考えられます。

### ▼要点5 価格表示

軽減税率制度に伴い、価格表示についても検討する必要があります。消費税軽減税率特別措置法により、さまざまな表示方法（総額表示、外税表示、税抜価格の強調表示）が可能になっています。価格表示の変更が必要かどうか確認するとともに、それぞれのメリット・デメリットを踏まえて、表示方法を検討しましょう。

### ▼要点6 増税後の影響

消費税の増税分を価格に転嫁できない企業も出てくると思われます。過去の消費税引き上げの際には、社会全体

の消費の冷え込みに加え、小規模企業ほど増税分を価格転嫁できないという事例が発生し、自社の利益が減少してしまう企業もありました。ですので、自社への影響をきちんと把握し、早急かつ計画的な準備を進める必要があります。

次回以降は、消費税軽減税率制度の、さらに具体的な中身について解説していきます。

### 次回以降のテーマ（予定）

- 第2回 消費税率等に関する経過措置
  - 第3回 制度の対象となる品目
  - 第4回 変更となる事務処理
  - 第5回 軽減税率対策補助金制度
  - 第6回 制度のスケジュール
  - 第7回 軽減税率の価格表示
  - 第8回 制度導入後の消費税計算
  - 第9回 中小事業者の税額計算の特例
  - 第10回 適格請求書等保存方式
- ※テーマは変更になる場合があります。

軽減税率対策のご相談は  
当所経営支援チームまで。

TEL 265-8127